

シェアハウスゆきわり荘

令和4年度版 共同生活のルールブック

最終更新日: 2022/01/28, Friday, 21:38

はじめに. シェアハウスゆきわり荘は, 個人向けのゆきわりアパートと団体向けのゆきわりハウスという2つの隣接する建物の総称です. この文書は, シェアハウスゆきわり荘で住人の方々が快適に共同生活を送るためのルールブックです. 遵守事項をはじめとする重要な項目がまとめられているので, 必ず入居前にご覧ください.

CONTENTS

§1. シェアハウスゆきわり荘規則	2
§1.1. 家賃について	2
§1.2. 防災について	2
§1.3. 防犯について	2
§1.4. 個人スペースについて	2
§1.5. 共用スペースについて	2
§1.6. 訪問者について	2
§1.7. 騒音について	3
§1.8. 転出と契約更新について	3
§2. 快適な共同生活の実現のために	3
§2.1. 公共料金について	3
§2.2. 共用スペースの清掃及びゴミ出し	3
§2.3. トイレの利用に関してのお願い	3
§2.4. 自転車について	3
§2.5. 冬期の共用スペースのストーブの利用に関して	3
§3. 同意書	4

§1. シェアハウスゆきわり荘規則

シェアハウスゆきわり荘での共同生活が快適なものとなるよう、下記の規則についてご協力をお願いします。§1の規則及び§2のルールに反する行為については、オーナーより警告があり、**複数回に渡る場合は退去**をしていただく場合もあります。

§1.1. 家賃について.

別紙シェアハウスゆきわり荘賃貸契約に基づいてお支払いください。短期滞在等については別途相談としますが、基本的には日額¥2000です。該当月10日を過ぎる家賃滞納については、オーナーより警告があります。

§1.2. 防災について.

シェアハウスゆきわり荘内は全館禁煙です。共用・個人スペース、どちらにおいても、禁煙を守ってください。館内での喫煙に対しては、**即退去を適応する場合があります**のでご注意ください。また、庭など敷地内での喫煙については、灯油タンクの近くを避け、火災に気を付けてください。その場合、吸い殻は駐輪場にある吸い殻入れを利用してください。

§1.3. 防犯について.

ゆきわりハウスおよびアパートの玄関は、各自責任をもって施錠してください。また、自転車の施錠も徹底してください¹。

§1.4. 個人スペースについて.

ゆきわり荘は完全個室制のシェアハウスです。

- 各自が責任をもって自分の部屋の清掃をしてください。
- 各部屋のドアや壁にセロハンテープやガムテープを貼ることはご遠慮ください。
- インターネット接続は、ルーターを介した無線接続に限定します。直接LANケーブルを各自の部屋にひいて有線接続をすることはご遠慮下さい。

§1.5. 共用スペースについて.

キッチン、リビングルーム、トイレ、洗面所などの共有スペースは、清潔に使用し**整理整頓を心がけて**ください。共用スペースに置く私物には**部屋番号またはアルファベット**を記すようお願いいたします。

§1.6. 訪問者について.

シェアハウスゆきわり荘は、男性専用施設のため、**家族以外の女性の立ち入りはご遠慮下さい**。また、居住者が不在の折の施設への立ち入り、滞在はご遠慮下さい。宿泊を伴う場合はオーナーへご連絡ください。また、大人数での立ち入りは事前にご相談ください²。

¹過去にゆきわり荘で盗難の被害がありましたので、防犯にご協力ください。

²居住者の生活が優先ですので、許可されない場合もあります。

§1.7. 騒音について.

ゲームや音楽などの音量が大きい場合は、ヘッドホンを使用して下さることをお願いします。特に 22 時以降は、他の入居者や近隣とのトラブルにならないように、**楽器の演奏、オンラインゲームのチャット、大声での会話等**はご遠慮下さい。また、時間を問わず、館内での麻雀は禁止です。

§1.8. 転出と契約更新について.

原則として年度途中の解約はご遠慮ください。やむをえず年度途中で転出する場合は、遅くとも 1 ヶ月前にはオーナーに申し出てください。通常は、毎年 9 月末にオーナーが入居者に直接翌年度について契約更新を希望するか確認します。その他の更新手続きは特に必要ありません。転出時には、各部屋の清掃後、オーナーに連絡し立会いを済ませて、鍵を返却してください。

§2. 快適な共同生活の実現のために

§2.1. 公共料金について.

シェアハウスゆきわり荘の公共料金は以下の支出を対象とします:

- 町会費³.
- 共用部分の電気・上下水道・ガス・灯油・インターネットの代金。※ゆきわりハウスの公共料金は、更に、個人の部屋の電気・灯油代も含まれます。
- 共用スペース用のハンドソープ、トイレトペーパー、洗濯・掃除用洗剤、電球・蛍光灯などの消耗品。

§2.2. 共用スペースの清掃及びゴミ出し.

原則として毎週火曜日と金曜日に、オーナーが共用スペースの清掃及びゴミ出しをします。ゴミの分別については、各自以下のルールに従ってください:

- ゆきわりアパート及びハウスのキッチンにあるゴミ箱に分別ルールを守って出してください。
- プラスチック類は、汚れていないもののみを集めますので、食べ残しが入っている容器などは、可燃ゴミに入れてください。
- ペットボトルは中身を空にして、ラベルとキャップを外して、つぶさずに出してください。ラベルとキャップは、プラスチックごみになります。
- アルミ缶、スチール缶は中身を空にして、つぶさずに出してください。
- その他分別方法が分からないものについてはオーナーにお尋ねください。

§2.3. トイレの利用に関してのお願い.

使用後は常にレバーを(大)の方向に向けて流してください。(小)で流すと詰まりやすいためです。トイレが詰まりかけた場合は、直ちに使用をやめて、オーナーまでお知らせください。

§2.4. 自転車について.

シェアハウスゆきわり荘の自転車を希望者にお貸しできる場合があります。その場合、使用期間中のパンク・故障等の修理は各自の責任で行って下さい。貸出時と同じ状態でお返してください。

§2.5. 冬期の共用スペースのストーブの利用に関して.

前述のとおり共用部分の暖房費は公共料金に含まれていますが、限度額を超過した場合は年度内に公共料金の値上げが実施される場合があります。

³旭町会会の規則に従い、入居者全員が町会費月額 300 円を収めて町会に登録しています(公共料金に含まれています)。ゴミ出し等も松本市及び町会のルールに従って頂きます。

§3. 同意書

シェアハウスゆきわり荘・共同生活のルールブック (最終更新日 2022/01/28) の §1-§2 によって提示された遵守事項について同意します。これらの遵守事項に違反する行為については、オーナーより警告があり、改善が見られないと判断された場合には、賃貸契約の中途であっても退去する事に同意します。

日付

入居者氏名

①

日付

保証人氏名

①

松本市旭 2-11-66
シェアハウスゆきわり荘